

各部長・参事官・所属長

千葉県警察本部長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成19年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

交番協力員要綱

第1 目的

この要綱は、千葉県警友会連合会（以下「警友会」という。）の会員を交番協力員として委嘱し、支援を得ることで警察活動を円滑に推進するとともに、安全で安心できる県民生活の確保を図ることを目的とする。

第2 定義

交番協力員とは、警察活動の支援をボランティアで行う者をいう。

第3 委嘱等

1 委嘱

- (1) 警友会会長は、地区警友会会長に対し、交番協力員の委嘱手続等について通知するものとする。
- (2) 地区警友会会長は、各会員から同意を得て、適任者を推薦するものとする。
- (3) 署長は、地区警友会会長から警友会会長を通じて、交番協力員推薦名簿（別記様式第1号）により協力員として推薦された警友会会員に、委嘱状（別記様式第2号）を交付して委嘱するものとする。

2 任期

交番協力員の任期は、原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 解嘱

署長は、交番協力員が任期途中で解嘱を申し出た場合のほか、心身の故障等、引き続き委嘱しておくことが適当でないと認める場合には、地区警友会会長と協議して解嘱することができる。

第4 協力要請の手続等

- 1 署長は、交番協力員の支援が必要と認めるときは、地域部地域課長（以下「地域課長」という。）と協議し、交番協力員支援必要報告書（別記様式第3号）により、本部長に報告するものとする。
- 2 本部長は、要請理由、要請期間等を明記した交番協力員支援要請書（別記様式第4号）により、警友会会長に要請するものとする。
- 3 警友会会長は、この要請に基づき、地区警友会会長等と協議の上、応諾の可否について本部長に回答するものとする。
- 4 署長は、協力要請が承諾されたときは、交番協力員に対し具体的な活動内容等について要請するものとする。
- 5 署長は、交番協力員の活動が終了したときは、期間中の活動状況を交番協力員活動状況報告書（別記様式第5号）により、地域課長を経由して本部長に速やかに報告するものとする。

第5 交番協力員の活動内容等

1 活動内容

(1) 情報等の通報・連絡

大規模災害等発生時における自宅周辺の被害状況や日常生活の場において把握した各種事件・事故等に関する情報、その他警察活動に必要な情報を連絡する。

(2) 不在交番における支援活動

警察官が数日間不在となるおそれがある交番等における地理案内、住民の意見・要望、遺失・拾得、事件・事故等の届出があった場合の警察官への取り次ぎ等の交番等における支援活動を

行う。

## 2 活動場所・時間

- (1) 活動区域は、原則として当該協力員の住居を管轄する署の管轄区域とする。
- (2) 活動の拠点は、署長が指定する不在交番等とする。
- (3) 1日の活動時間は6時間を限度とし、その割り振りは署長が地区警友会会長と協議して定めるものとする。

## 第6 腕章の着装

交番協力員は、その活動を行うに当たっては、交番協力員であることを示す腕章（別記様式第6号）を着装するものとする。

## 第7 活動の記録

署長は、交番協力員に対し活動中の取扱事項について、交番協力員活動記録（別記様式第7号）の提出を求めるものとする。

## 第8 事故報告

署長は、交番協力員に係る事故が発生したときは、交番協力員事故発生報告書（別記様式第8号）により、地域課長を経由して本部長に速やかに報告するものとする。

## 第9 留意事項

署長は、交番協力員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 交番協力員の活動に便宜を図ること。
- 2 交番協力員が活動中に知り得た関係者の秘密については、これを厳守させること。
- 3 警察官との連携を保持するなど、適切な活動を行うよう指導すること。
- 4 交番協力員の事故防止を図ること。
- 5 交番協力員に対して平素から有事を想定した活動要領等の指導教養を行うこと。

以下別記様式省略